

義務投票制に対する賛否態度の分析

坂本 治也

- 1 義務投票制とは何か
- 2 なぜ義務投票制を検討する必要があるのか
- 3 義務投票制の導入によって生じる効果の分析
- 4 義務投票制に対する賛否態度の分析
- 5 日本における義務投票制に対する賛否態度の現状
- 6 権威主義的態度と義務投票制に対する賛否態度の関係
- 7 どういう形の義務投票制なら賛成されやすいのか
- 8 結論と含意

1 義務投票制とは何か

近年の日本では、投票率の低下が大きな政治課題となっている。周知のように、1990年代以降、国政選挙や地方選挙の投票率は、基本的には低下傾向にある。衆院選の過去3回（2014年、2017年、2021年）の平均投票率は54.1%であり、過去最低水準を記録している。民主主義の根幹を成す選挙に対して多くの有権者が背を向けている状況は、「民主主義の機能不全」の現われとして問題視されている¹⁾。

こうした状況を改善するための方策として、主権者教育のさらなる充実を望む声は大きい。投票率の低下はとくに若年層に顕著にみられることから、初

1) もっとも投票率の低下が必ずしも民主主義にとって「害悪」であるとは限らない。投票率の低下が一種のシグナルとなって政党が次の選挙で世論に対してより応答的になることを実証した研究として、Ezrow and Krause (2023) を参照。

等・中等教育段階できちんとした政治的リテラシーを身に付けさせることで、投票率の向上を図ろうという狙いがある（蒔田 2019, 荒井ほか 2023）。

主権者教育の充実はもちろん1つの投票率改善策になり得るものの、教育によって日本人全体の意識や行動を変えるには、そうした教育を受けた新世代が人口全体の中で増えていって、新世代が旧世代に入れ替わっていく必要があり、どうしても長い時間がかかってしまう。すでに義務教育課程を終えた年長世代に対しては、主権者教育の効果は言うまでもなく届きにくい。これらの点を踏まえると、主権者教育とは別の手段によっても投票率の改善を図っていく必要がある。

主権者教育以外では、期日前投票制度の導入、共通投票所の設置、投票時間の延長、投票所への移動支援など、すでに各地で実践されている投票環境改善の取り組み事例も多い（総務省 2017）。さらには、エストニアで実装されているインターネット投票制度（湯浅 2009）の導入も現在総務省を中心に検討されている。こうした有権者の投票コストを削減する方向での制度改革案は、特定の世代に限定されず普遍的に人々の行動変容を促すものであり、同時に即効性があるという点で投票率改善策として優れた側面がある。

他方、投票率改善のための制度改革案として、現時点では日本において政策アジェンダとしてほとんど検討されていないものとして、義務投票制（Compulsory Voting, Obligatory Voting, Mandatory Voting, Forced Voting, 日本語では「強制投票制」と言う場合もある）がある。

義務投票制とは「選挙時に投票所に出向き、投票所で選挙人として要求される義務を果たすことが法的に義務づけられている」（Birch 2009: 2）制度を指す。ここで注意すべきは、有権者に義務として求められるのはあくまで「投票所に出向く」ことであり、いずれかの政党や候補者に票を投じることまでは義務とはされない、という点である。これは現代の民主主義においては秘密投票の原則が別途規範として確立しており、各有権者がどの政党／候補者に投票し

たかまでは選挙管理者側が逐一確認していないし、確認すべきでもないことの帰結である。したがって、義務投票制の下においても有権者が自らの意思で無効票や白票を投じ、投票を事実上回避することは何ら問題とはされない。それゆえ、厳密に言えば、義務投票制では「投票」自体が義務づけられているわけではなく、「投票所に向く」ことが義務づけられているのである（Birch 2009: 2）。

義務投票制は「投票所に向く」ことを法的に義務づける制度であるが、義務を果たさなかった場合の罰金・科料・過料などの制裁（sanction）の有無は、その定義の要件とはならない。法律上投票が義務として明記されていれば、それに加えて制裁を科す規定があろうがなかろうが、通常は義務投票制として捉えられる（表1）。

他方、法律上投票が義務として明記されていないが、投票に参加しなかった者に対して何らかの制裁が科される場合がある。例えば、旧ソ連では、法律上投票が義務づけられてはいなかったが、有権者の投票参加状況は当局によって監視されており、投票に参加しないことによって実際には一定の政治的・社会的制裁が科されるため、投票参加に対して高度の政治的・社会的圧力がかかっていた（Birch 2009: 3-4）。こういう「事実上の義務投票制」のケースをどう判断するのは難しいところであるが、実証的な義務投票制研究では、法律上投票が義務とされておらずインフォーマルな制裁のみがあるケース（表1のCのケース）は、義務投票制とはみなさず除外することが一般的である。

表1 義務投票制の類型

| | | 投票不参加に対する制裁の有無 | |
|------------------|----------|-----------------------------|--------------------------|
| | | 制裁あり | 制裁なし |
| 投票参加に対する法律上の義務づけ | 法的義務づけあり | A 制裁がある義務投票制 (例：オーストラリア) | B 制裁がない義務投票制 (例：メキシコ) |
| | 法的義務づけなし | C 義務投票制ではないが制裁がある (例：旧ソ連) | D 義務投票制ではなく、制裁もない (例：日本) |

出所：Birch（2009: 4, Table1.1）を参考に筆者作成。

International IDEA の調べによると、2023 年現在で義務投票制を採用している国は全世界で 27 カ国存在する。これは調査対象の 203 カ国中でいえば 13 %の割合を占めている。導入国の代表例としては、1892 年に世界で最初に義務投票制を導入した（ただし当初は男性のみの導入）とされるベルギーや 1924 年の導入から継続的に義務投票制を行ってきているオーストラリアを挙げることができる。また、オランダやベネズエラのように、過去に義務投票制を採用していたが現在は廃止している国も一定数存在している。過去の導入国のケースまで含めると義務投票制を何らかの形で経験したことがある国はそれなりに多く存在している²⁾。

2 なぜ義務投票制を検討する必要があるのか

上記で確認したように、世界レベルでみれば、義務投票制は決して特異な制度とは言えない。しかしながら、日本ではこれまでのところ、義務投票制はまったくと言ってよいほど政治的論議の対象にされてこなかった。同時に、義務投票制に関する学術的な研究もほとんど進められてこなかった。例えば、CiNii Research で「義務投票」または「強制投票」をキーワードに論文を検索してヒットするのはわずか 5 件である。その内訳も義務投票制を導入している国の制度紹介や法学的な議論をしたものになっており、政治学の論文は皆無である。同様に、CiNii Books でも「義務投票」または「強制投票」をキーワードに図書・雑誌を検索してもヒット数は 0 件である³⁾。

義務投票制が日本においてほとんど関心を持たれてこなかったのは、そうした選挙制度が他国には存在しているということが世間ではあまり知られていな

2) International IDEA (<https://www.idea.int/data-tools/data/voter-turnout/compulsory-voting>) アクセス日 2023 年 9 月 1 日。

3) CiNii Research (<https://cir.nii.ac.jp/articles/>)、CiNii Books (<https://ci.nii.ac.jp/books/>) アクセス日 2023 年 9 月 1 日。

いことが大きい。加えて、義務投票制を導入することがそもそも日本国憲法上で可能なかどうか不明確であることも影響していると思われる。

憲法学では、選挙権は国民に与えられた権利であると同時に義務的側面を有する「公務」としても捉える二元説の立場を採る学説が有力であり、義務投票制の導入は憲法上可能であるとする論者が多い。しかし、中には選挙権の権利としての一元説を支持し、「棄権の自由」を尊重するために義務投票制は憲法上許されないとする学説も一部ではあり、憲法学において義務投票制の合憲性に関する見解は一致していない（中丸 2013, 倉田 2021）。

しかしながら、法としての実現可能性の問題をひとまず脇に置けば、義務投票制は日本においても真摯に検討されてもよい政策手段の1つであると考えられる。そのように考えられる理由としては3つ挙げられる。

第1に、後段で詳しく述べるように、これまでの海外での義務投票制に関する先行研究の知見を踏まえれば、仮に義務投票制を導入すれば、かなり高い確率で日本でも投票率を上げることができるからである。投票率の改善が重要な政策課題として認識されている中で、義務投票制はその課題解決の強力な一手段となり得る。

第2に、これも後述するように、これまでの海外での先行研究の知見では、義務投票制を導入すれば、単に全体としての投票率が挙がるだけでなく、年齢や社会階層の違いによる政治参加の不平等が解消されやすくなることが指摘されているからである（後述するように、一部に反論もある）。政治参加研究では、年齢や社会階層によって、政治参加に関与する度合いは大きく異なることが明らかになっている（Verba et al. 1995, Gallego 2015）⁴⁾。近年の日本では

4) Matsubayashi and Sakaiya (2021) は、所得の違いによる投票率の差は多くの国で見られるが、社会の中の経済格差が大きな国ほど、所得の違いによる投票率の差はより小さい、という興味深い指摘を行っている。これは、経済格差が大きい国ほど、選挙時に票の買収が行われやすくなるために、低所得者は買収によって選挙に動員されやすくなり、逆に高所得者は政治的有効性感覚が弱まって選挙に動員されにくくなる、という傾向があるからだとされる。

とくに年齢や社会階層による政治参加頻度のバイアスが以前よりも大きくなっている、とも指摘されている（蒲島・境家 2020）。こうした状況は、高齢者や富裕層など一部の者の声だけが政治過程で強く反映されることにつながり、政治的平等の観点からいって決して望ましいものではない。義務投票制の導入は、若年層や低所得・低学歴層の投票率を底上げすることにつながり、年齢や社会階層による政治参加のバイアスを是正するような効果が期待できるものである⁵⁾。

第3に、上記の点とも関連するが、義務投票制を導入すれば経済的弱者でも投票により参加するようになり、経済的弱者の利害が政治過程で反映しやすくなる結果、より再分配政策が強化されるようになり、結果として経済的平等が促進される、との指摘が海外での先行研究ではなされているからである（後述するように、反論も多い）。かつて一億総中流といわれた日本においても近年は経済格差の拡大が指摘され、経済的弱者を支援するための社会保障政策も新自由主義の政策トレンドの中で十分な進展がみられない状況とされる（白波瀬 2009, 橋木 2016, 橋本 2018）。こうした状況下において、義務投票制の導入は公助を拡大させる方向に政策トレンドを変化させるポテンシャルを秘めている、といえよう。

本稿では、義務投票制についての実証研究の動向を概観しつつ、日本において義務投票制に対する賛否態度はどのような状態なのか、とくにどういう人々の間で賛成がみられるのか、どういう要因が義務投票制への賛成と結びつのか、義務投票制のバリエーションの違いによって賛否態度はどのように変化する

5) この文脈に関連して注目されるのは、米国大統領を務めたバラク・オバマが義務投票制の導入を支持していたことである。オバマは2015年3月の演説の中で「誰もが投票すれば変化が生じるかもしれない。拝金主義への対抗になるかもしれない。誰もが投票すれば、この国の政治地図は完全に変わるかもしれない。なぜなら、投票しない傾向があるのは若者や低所得者だからだ」と述べ、若者や低所得者層の投票率向上を狙って義務投票制の導入を訴えていた（Wattenberg 2020: 179-180）。同様に、リンドン・ジョンソン大統領も1972年に黒人の政治参加を向上させるための手段として義務投票制の導入を訴えていたという（Singh 2021: 10）。

るのか、について実証的な検討を行っていく。

3 義務投票制の導入によって生じる効果の分析

義務投票制は日本ではほとんど注目されていないが、海外では盛んに研究が進められている。義務投票制に関する実証研究において精力的に進められているのが、義務投票制の導入によって生じる効果についての分析である。一口に効果と言っても、様々な種類の効果が義務投票制の導入によって生じるとされる。以下では、効果の種類ごとに先行研究を整理し、概観してみよう⁶⁾。

(1) 投票率の向上

義務投票制を導入すると、有権者全体の投票率が向上することが先行研究では実証されている。その1つの単純な証拠となるのは、義務投票制の導入前と導入後の有権者全体の投票率の変化である。

一例を挙げると、シンガポールでは1958年に罰則付きの義務投票制が導入されたが、導入前の1954年選挙では投票率は52.7%であったが、導入後の1959年選挙では90.1%にまで投票率が上昇している。シンガポールはその後も基本的には90%以上の高い投票率を毎回の選挙で記録している。

また、グアテマラは1965年に罰則なしの義務投票制が導入されたが、罰則なしでも導入前後で5.5%ポイントの投票率の上昇がみられた。他方、義務投票制の導入ではなく廃止によって投票率が低下したケースもある。オランダは1970年に義務投票制を廃止したが、廃止の前後で投票率が15.8%ポイント低下している。同様に、ベネズエラでは1993年に棄権に対する罰則のみが廃止された（憲法上の義務規定は1999年まで存続）が、罰則の廃止の前後でやは

6) 義務投票制の効果に関する研究は膨大な蓄積があり、本稿でその全てをレビューすることはできないが、現時点での包括的なレビューについては、Singh (2021: chapter 2) を参照。本稿におけるレビューも Singh (2021) の整理を参考にしている。

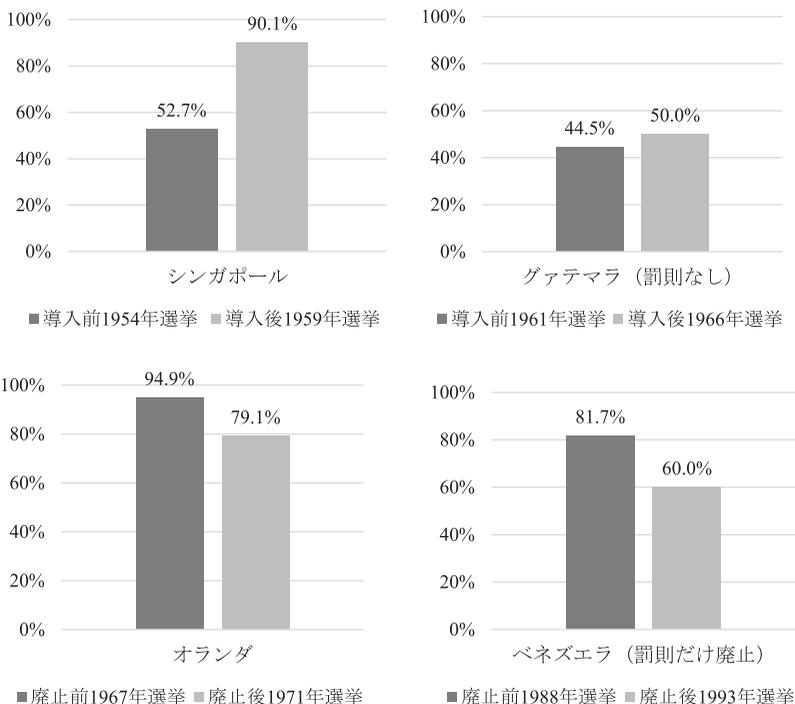


図1 義務投票制の導入・廃止の前後での投票率の変化例

出所：Birch (2009) の pp.82-83, Table 5.1, p.87, Table 5.2, p.88, Table 5.3 のデータを用いて筆者作成。

り投票率は21.7%ポイント低下している(図1)。

もともと、上記は一例であり、義務投票制を導入しても即座には投票率が上昇しなかった国(例：パラグアイ)もあるし、義務投票制を廃止しても投票率が低下しなかった国(例：リヒテンシュタイン)もある(Birch 2009: 82-83, 87)。また、当然ながら義務投票制の導入/廃止以外の要因(例：景気変動、政党間競争の構図の変化)が時系列的な投票率の変化に影響を及ぼすこともある。よって、これらの単純な証拠だけから義務投票制導入の効果を識別することは困難である。

先行研究では、より多くの国や地域を対象とした観測データを用いて義務投票制の導入の有無と有権者全体の投票率の相関関係を定量的に分析したものが多く存在している。それらの知見によると、義務投票制を導入している国・地域の方が、未導入の国・地域よりも投票率が高くなる傾向にある（Hirczy 1994, Blais and Dobrzynska 1998, Mackerras and McAllister 1999, Birch 2009, Fowler 2013）。この傾向はメタ・アナリシスを行った研究によっても支持されている（Cancela and Geys 2016, Stockemer 2017）。また、罰則がある義務投票制の場合、あるいは名目的な制度導入だけではなくきちんとした制度実施がなされている場合ほど、投票率がより高くなる傾向も確認されている（Panagopoulos 2008, Singh 2011, Kostelka et al. 2022）。

他方、個人レベルのデータをつかった分析では、回帰不連続デザイン（RDD: Regression Discontinuity Design）を用いた、より厳密な因果効果の検証も行われている。Jaitman（2013）は、70歳を超えると投票参加義務が免除されるアルゼンチンの義務投票制に着目し、70歳を閾値とした回帰不連続デザインの分析を行い、投票が義務であるかどうかで18%ポイントの投票率の差があることを明らかにした。同様の回帰不連続デザインによる検証は、de Leon and Rizzi（2014）やCepaluni and Hidalgo（2016）においても行われているが、やはり同様の知見が得られている。

以上の実証的知見を踏まえて総合的に判断すると、義務投票制の導入が有権者全体の投票率の向上をもたらすことはほぼ間違いない、と言えそうである。罰則がある義務投票制の場合には、有権者が投票参加の意思決定をする際に罰則が「負のインセンティブ」として直接作用するために、有権者はより参加を選択しやすくなる（Panagopoulos 2008）。しかも、その効果量は10%ポイントを上回るほどの大きさであると推測され、罰則がある義務投票制の導入は投票率の改善に大きく寄与することが見込まれる。また、罰則がない義務投票制の場合においても、法律上の義務づけが有権者の投票義務感などの規範意識を高め得るために、制度導入によって一定の投票率の向上が見込まれる。

(2) 政治参加の不平等の是正

上記に示したように、義務投票制の導入は有権者全体の投票率を押し上げる効果を持つ。この投票率の押し上げ効果は、どのような有権者に対しても一樣に作用するのではなく、とくに若年層や低学歴層、政治無関心層などの通常の選挙では棄権しやすい人々に対してより強力に作用するのではないかと、という指摘がある。政治参加の水準は社会経済的属性によって異なるが、義務投票制はその政治参加の不平等を是正するような効果があるのではないかと、そしてそれは民主的的代表性（democratic representation）を改善させる望ましい効果なのではないかと、というのがこの指摘の含意である。

義務投票制導入による政治参加の不平等の是正ないし民主的的代表性の改善という論点は、義務投票制研究において「レイプハルト・テーゼ」（“Lijphart Thesis”）とも呼ばれている（Singh 2021: 10）。これは、世界的にも著名な比較政治学者であるアーレンド・レイプハルト（Arend Lijphart）が1996年の米国政治学会における会長演説（Lijphart 1997）において、政治参加の不平等を是正するための方策として義務投票制の導入を強く訴え、それが多方面で大きな反響を呼んだことに由来している。

では、レイプハルト・テーゼはどの程度、実証的に支持されるのであろうか。図2は義務投票制を導入しているオーストラリア、ベルギー、ギリシャにおける年齢別の投票率を示したものである。これをみればわかるように、義務投票制を導入している国では、通常は投票率が低いはずの若年層の投票率も高齢層とほぼ遜色なく高い水準を記録している。概して若年層は政治に対する知識や関心が乏しいため、投票参加に際して必要な情報コストが高くなりがちであり、そのために棄権しやすい。しかし、義務投票制の導入は棄権者に対して一定の制裁を科す仕組みであり、棄権のコストの方がむしろ高まるため、若年層でも棄権せずに投票参加を選択しやすくなる。同じロジックが、若年層だけでなく、低学歴層や政治無関心層にも当てはまる。

多数の国の有権者のサーベイデータを用いた定量分析では、義務投票制を導

義務投票制に対する賛否態度の分析（坂本）

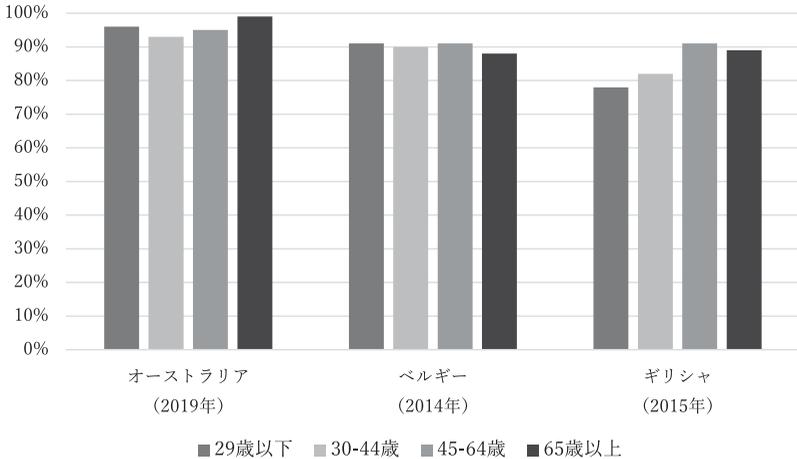


図2 義務投票制導入国における年齢別投票率

出所：Wattenberg (2020: 178, Table 10.1) のデータより筆者作成。

入している国の方が、導入していない国よりも、有権者の社会経済的地位、政治知識、党派性と投票参加との間の相関関係が弱いことが示されており、レイプハルト・テーゼを支持する結果が多い (Gallego 2015, Singh 2015, Dassonneville et al. 2017)。他方、International Social Survey Programme 2004 のデータを用いた Quintelier et al. (2011) では、義務投票制の導入／未導入の違いによって、ジェンダーや教育程度と投票参加との間の相関関係が異なるわけではない、また年齢と投票参加の相関関係は義務投票制を導入している場合の方がむしろ強い、というレイプハルト・テーゼを支持しない結果が示されている。サーベイデータでは、とくに投票参加について測定誤差が生じやすいため、依拠するデータの違いによって異なる結論が導出されているものと推測される。公式の投票記録データを用いた検証など、さらなる追検証が必要とは言えるが、現時点ではレイプハルト・テーゼを支持する結果の方が多く、と言うことはできる。

回帰不連続デザインを用いた Jaitman (2013) では、アルゼンチンのデータ

を用いて熟練労働者と非熟練労働者の間で義務投票制の投票率押し上げ効果の効果量の比較が行われており、投票義務が免除となる70歳の閾値を超えた時に投票率が劇的に低下するのは、非熟練労働者の方であることが示されている。つまり、非熟練労働者のような社会経済的弱者ほど、義務投票制によって投票率が底上げされている、と考えられる。

他方、同じく回帰不連続デザインを用いた Cepaluni and Hidalgo (2016) では、ブラジルのデータを用いて、高学歴の方が低学歴者よりも義務投票制によって投票率がより高まっていることが明らかにされている。この知見は、Jaitman (2013) の知見とは真逆に、社会経済的強者ほど義務投票制によって投票率が底上げされている、ということの意味している。こうした結果がみられるのは、ブラジルの義務投票制で棄権者に科せられる罰則の中味が影響している、とセパルーニらは考えている。ブラジルの義務投票制では、棄権した際に課せられる罰金はごく少額であるが、同時に棄権するとパスポート発行、公務員試験受験、公立大学入学、公的ローン利用などの公的サービスが停止されてしまうという不利益処分が科せられる。こうした公的サービスは高学歴層にとってより利用したい重要なサービスである。それらのサービスが停止されてしまうという不利益は、低学歴層にとってはそれほど問題ではなく、高学歴層にとってこそ、むしろ影響が大きいものである。それゆえに、高学歴層ほど棄権せずにより投票するようになる、と考えられる。

セパルーニらの研究から示唆されるのは、棄権者に科せられる制裁の中味の設定次第で義務投票制の投票率押し上げ効果も大きく左右されてしまう、という事実である。制裁がどういう人々にどういった影響を与え得るのかをきちんと検討しなければ、ブラジルの例のように、レイプハルト・テーゼとは逆に、義務投票制の導入がむしろ政治参加の不平等を拡大する結果につながる恐れもある。この点には留意する必要があるものの、概して義務投票制は若年層や低学歴層、政治無関心層などの通常の選挙では棄権しやすい人々の投票率を底上げし、政治参加の不平等の是正に資する制度である、と捉えることができる。

（3）左派政党の伸長、再分配政策の強化、経済的平等の促進

義務投票制を導入すると、選挙において左派政党がより多くの票を獲得できるようになって議席数を伸ばし、その結果、再分配政策が採用されやすくなって、経済的平等も促進される、という指摘がある。この指摘を最もわかりやすく示している先行研究がオーストラリアの事例を題材にした Fowler（2013）の研究である。

Fowler（2013）は20世紀初頭に州レベルで義務投票制を導入したオーストラリアのデータを差分の差分法（Difference in Differences）で分析することで、①義務投票制の導入によって平均して24%ポイントの投票率の上昇がみられたこと、②投票率の上昇は主として社会経済的弱者が義務投票制導入によって導入以前よりも投票参加するようになったことによってもたらされたこと、③義務投票制の導入によって左派政党である労働党の得票率や議席率が7～10%ポイント上昇したことを明らかにした。さらに、OECD諸国のデータを用いた合成コントロール法（synthetic control methods）の分析によって、オーストラリアにおける国レベルでの義務投票制の採用が、導入後の投票率の上昇をもたらし、同時に公的年金支出を増大させたことを実証した。

ファウラーの知見は、あくまで20世紀初頭のオーストラリアにおける事例から導出されたものであり、時代状況が異なる他の国や地域に一般化できるかどうかは現時点では必ずしもはっきりとはしていない。しかしながら、義務投票制の導入によって、左派政党が票や議席を伸ばすこと、再分配政策がより強化されるようになること、それらの結果として経済的平等が促進されることについては、他の事例を用いた分析においても支持する結果が報告されている（Chong and Olivera 2008, Bechtel et al. 2016, de Leon and Rizzi 2016, Carey and Horiuchi 2017, Guntermann et al. 2020）。

他方で、義務投票制の導入と左派政党の伸長、再分配政策の強化、および経済的平等との間には有意な関係はないとする研究（Birch 2009, Jensen and Spoon 2011, Hoffman et al. 2017, Maroto and Došek 2018）や義務投票制の廃

止がむしろ左派政党の伸長にプラスに作用することを示した研究（Ferwerda 2014, Miller and Dassonneville 2016）も存在しており、先行研究の見解は必ずしも一致していない。

義務投票制の導入は、そうした制度がなければ棄権していた人々を投票所に向かわせる効果を有するが、本来であれば棄権していた人々がどういった政治的・政策的選好を有するのかは、国や地域、あるいは政党システムの状況によって相当異なってくる。したがって、どういう政治的文脈の下で義務投票制が導入／廃止されるかによって、その政治的・政策的帰結は相当程度変化する、と考えられる。

（4）無効票の増大、投票の「質」の低下

義務投票制は、本来は選挙に無関心な人々、政治的知識が乏しい人々、あるいは既成政党や民主主義自体に不満をもつ人々を強制的に投票所に向かわせる仕組みである。そうした人々は義務投票制の導入によって投票所には足を運ぶようにはなるものの、本音では投票する意欲や投票するうえで必要な知識を持ち合わせていないために、白票を投じたり、不適切な記載をしたりするなどの無効票（invalid balloting）を投じやすくなる。これは、「どの政党／候補者に投票したらよいかわからない」という無知に由来する場合もあれば、選挙や義務投票制に対する抗議（ハーシュマン・モデルで言うところの“exit”）の意思表示として意図的に行われる場合もある（MacKenzie and Moore 2020, Singh 2021）。義務投票制の導入が無効票の増大をもたらす効果を有することについては、先行研究で数多くの実証例があり、かなり確実性が高い知識となっている（Hirczy 1994, Mackerras and McAllister 1999, Moral 2016, Hoffman et al. 2017, Kouba and Lysek 2019, Singh 2019）。

他方、義務投票制は無効票を増やすだけでなく、投票の「質」の低下にもつながるのではないか、という指摘も存在している。本来であれば棄権していたはずであるが、義務投票制によってしぶしぶ投票所に足を運ぶことになった

有権者は、いい加減な判断で安易に（時にランダムに）投票先を選びがちとなるため、洗練された投票行動が行われにくくなり、投票の「質」が低下する、という指摘である。実際、先行研究では義務投票制によって強制的に投票させられる有権者は、自発的に投票する有権者に比べて、自身のイデオロギーや政策選好に沿った投票行動をする可能性が低いことが実証されている（Selb and Lachat 2009, Singh 2016, Dassonneville et al. 2017, Wauters and Devroe 2018, Dassonneville et al. 2019, Freire and Turgeon 2020)⁷⁾。

義務投票制の導入によって、政治的に洗練されていない有権者がより投票に参加するようになり、有権者全体として投票の「質」が低下するという実証結果は、義務投票制反対論の有力な根拠となっている。政治哲学者のジェイソン・ブレナン（Jason Brennan）は、義務投票制反対論の根拠として、まさにこの点を強調している。ブレナンは、義務投票制によって無知で、偏った考えを持ち、非合理的な判断をする有権者がより多く投票するようになることで「有権者集団の知的な質は低下し、それによって政府の質もある程度低下する恐れがある」と述べ、「すべての人に投票を強いるというのは、酔っ払いに自動車の運転を強いるようなものだ」とみなして、義務投票制の存在を強く否定している（Brennan and Hill 2014: 106）。

しかしながら、すでにみたように、義務投票制の導入が再分配政策の採用や経済的平等の促進につながったとする実証結果も一定数存在しており、ブレナンが決めつけるほどには、義務投票制が衆愚政治に直結して悪しき政治的・政策的帰結を生じさせる、とは必ずしも言い切れないであろう。義務投票制の導入によって投票の「質」が低下することはある程度正しいのであろうが、それがどれほどのインパクトをもってどういう方向に政治や政策の帰結を変化させ

7) Singh (2022) は、アルゼンチンの有権者を対象にしたコンジョイント実験と帰帰不連続デザインを組み合わせた分析によって、義務投票制によって投票参加を強制されるかどうかによって、投票先の選び方に有意な差はないことを明らかにしている。この研究は、多くの先行研究とは異なり、義務投票制の導入が必ずしも投票の「質」の低下にはつながらないことを指摘したものとして注目に値する。

得るのかについては、政治的文脈によって左右される部分も大きく、一概には言えないと考えられる。

(5) 政治意識、政治的態度、政治的知識の変化

日本で導入されている強制的な司法参加の仕組みである裁判員制度は、同制度を通じて一般の人々が司法参加の機会を得ることにより、人々の司法に対する理解や支持を増進させることが制度導入の主たるねらいの1つとなっている⁸⁾。参加を強制されることにより、そうでなければ得られなかった経験を得ることになり、結果的に人々の意識や態度が変化する、という想定がそこにはある。

同様のことが義務投票制についても言えるのだろうか。つまり、義務投票制の導入により強制的に投票参加を経験させられることによって、人々は政治的学習の機会を得るために、より政治に関心をもち、積極的に政治に関与するようになったり、政治的知識や民主主義への肯定的態度が増えたりするのだろうか。

先行研究では、義務投票制が政治的知識 (Sheppard 2015, Shineman 2018, Miles and Mullinix 2021)、投票義務感 (Feitosa et al. 2020)、政治制度への信頼 (Lundell 2012)、党派心 (de Leon and Rizzi 2016, Córdova and Rangel 2017) などの向上をもたらすことを明らかにした実証結果が報告されている。

しかしながら、義務投票制が政治意識、政治的態度、政治的知識を変化させる効果をもつことを否定する実証結果も数多く報告されており (Birch 2009, Selb and Lachat 2009, Karp 2012, Carreras 2016, Henn and Oldfield 2016, de Leon and Rizzi 2016, Singh 2018, Singh and Roy 2018, Holbein and Rangel 2020)、現時点ではまだはっきりとしたことは言えない状況である。

また、Singh (2018, 2021) は、義務投票制は元々選挙や民主主義に対して

8) 最高裁判所「裁判員制度 Q&A」<https://www.saibanin.courts.go.jp/qa/index.html>
アクセス日 2023年9月29日。

否定的態度を持つ者に対しては、反感を買うことにつながるために、かえって彼・彼女らの否定的態度を強めてしまう、という逆効果の存在を実証している。この研究が示すように、義務投票制が政治意識、政治的態度、政治的知識を変化させる効果は、有権者の属性や元々の意識・態度の状態によっても大きく異なる可能性があり、さらなる検証が求められている。

4 義務投票制に対する賛否態度の分析

以上みてきたように、義務投票制の導入によって生じる効果の分析については、様々な角度から実証的検討が行われている。他方で、どういう人々がいかなる理由で義務投票制導入を賛成するのか、あるいは反対するのか、という義務投票制に対する賛否態度の分析については、先行研究では、後段で示すものを除けば、十分な検討が進められていない。

これは、すでに義務投票制が導入されている国においては、制度の存在は所与であり、制度が一定期間以上持続しているために、制度に対する人々の賛否のあり方に研究関心が向きにくいこと、また義務投票制が導入されていない国においては、制度の存在自体が広範囲には知られておらず、そもそも関心事になりにくいことが影響していると考えられる。

しかしながら、義務投票制という制度を安定的に持続させていったり、未導入の国に導入していく際には、人々の義務投票制に対する賛成意見が一定水準以上存在していることが必要である。その意味では、ある国において人々の義務投票制に対する賛否態度がどのような状態なのか、またその賛否態度はいかなる要因によって規定されているのか、を解明することは、本来は重要な研究課題となり得る。

先行研究では、いくつかの国において、人々の義務投票制に対する賛否態度の状態、およびどういう人々の間で賛成が多いのかについて分析したものが存在している。

長年にわたって義務投票制を導入してきたオーストラリアでは、戦後一貫して義務投票制を支持する人々が約6~7割ほど存在しており、義務投票制に反対する人々や任意投票制を支持する人々よりも明らかに多い。また、義務投票制への支持がとくに強くみられるのは中道左派政党である労働党の支持者であり、中道右派政党である国民党支持者や無党派層の間では支持が弱い(Mackerras and McAllister 1999, Hill 2010)。同様に義務投票制導入国であるウルグアイで2018年に行われた世論調査の結果によると、68%の人々が義務投票制への支持を表明したという(Singh 2021: 68)。

他方、義務投票制導入国ではあるものの、義務投票制に反対する人々の方が多い国も存在している。Maldonado (2014) の分析によると、義務投票制導入国であるペルーやエクアドルにおいて、世論調査で義務投票制と任意投票制のいずれを支持するのかを尋ねたところ、ペルーでは33.3%、エクアドルでは38.8%の人々しか義務投票制を支持しなかったという。同論文ではさらに、義務投票制への支持と社会経済的属性の間には有意な関係がみられないこと、政治への関心や党派心などの政治的態度と義務投票制への支持の間には正の相関があり、概して政治的関与の強い人々ほど義務投票制を支持する傾向があること、が指摘されている。

義務投票制が未導入の国においても、世論調査会社・機関が実施した世論調査などで、義務投票制に対する賛否態度が調べられている。例えば、イギリスでは YouGov が2015年と2017年に実施した世論調査において義務投票制の導入に賛成する者が明らかに多数派であった。同様に、フランスで BVA Group によって2017年に実施された世論調査では61%の人々が義務投票制導入に賛成している。他方で、米国においては2015年に YouGov と Rasmussen Reports が実施した世論調査で義務投票制導入に賛成の者は25%であることが示されている。同じく米国で2017年と2018年に Pew Research Center が実施した世論調査では義務投票制導入に賛成の者は20%であった。同調査では米国で義務投票制導入に賛成する傾向があるのは若年層、人種的マ

イノリティ、民主党員であることも明らかにされている。また、ポルトガルで2018年に Expresso 新聞が実施した世論調査では義務投票制導入に賛成の人は41%であった（Singh 2021: 68-69）。

以上のように、国によって義務投票制に対する賛否態度の状態は異なるが、義務投票制未導入国の1つである日本においては、どのような賛否態度がみられるのであろうか。この点について、管見の限り先行研究で調査・分析したものは現時点では存在していない。それゆえに、残された分析課題の1つとなる。

義務投票制に対する賛否態度を規定する要因にはどういったものが考えられるのだろうか。先行研究では明確な理論仮説に基づいた研究がほとんど存在していないが、唯一の例外とってよい研究が Singh（2021）である。シングは、選挙民主主義に対してポジティブな指向性を有する者ほど義務投票制を支持し、逆に選挙民主主義に対してネガティブな指向性を有する者ほど義務投票制を支持しない、という理論仮説を提起している。以下では、この理論仮説を「民主主義指向性仮説」と呼ぶ。

選挙民主主義に対してポジティブな指向性を有する者は、そもそも内発的動機に沿って投票参加を行っており、義務投票制を外的な規制（external regulation）として捉えることがなく、自らの価値体系に統合する形で義務投票制を認知・受容することができるために、義務投票制に賛成する態度になりやすい。逆に、選挙民主主義に対してネガティブな指向性を有する者は、自らの意思に基づいて投票参加を忌避しており、義務投票制を外的な規制として捉え、棄権に対して制裁が科されることを公平だとはみなさなくなるために、義務投票制に反対する態度になりやすい。シングの民主主義指向性仮説は以上のようなロジックに依拠している（Singh 2021: 57-66）。

シングは義務投票制導入国であるオーストラリア、ベルギー、ボリビア、エクアドル、ペルー、ウルグアイの個人レベルのデータを用いて、選挙民主主義への指向性を「自国の民主主義のあり方についての満足度」で操作化すること

によって、民主主義への満足度が高い者ほど義務投票制により賛成する傾向があることを示し、民主主義指向性仮説の妥当性を実証している (Singh 2021: 67-79)。

シングの民主主義指向性仮説は、現時点では有力な理論仮説ではあるものの、疑問の残る部分もある。第1に、義務投票制を外的な規制として捉えないのは、選挙民主主義に対してポジティブな指向性を有する者だけに限られない。例えば、権威主義者も文脈によっては「国家への奉仕」という観点から義務投票制を外的な規制として捉えず、義務投票制をより支持する可能性がある。したがって、民主主義指向性仮説とは別の理論仮説をさらに検討していく必要がある。第2に、シングの議論には「どのような種類の義務投票制ならより支持されやすいか」という制度バリエーションの視点が欠けている。一口に義務投票制といっても、罰則の有無や罰則の種類など、多様な制度バリエーションが存在するのであり、具体的にどのような制度設計をするかによって、義務投票制に対する賛否態度も異なってくる可能性がある。

以上まとめると、先行研究で残された分析課題として、(1)日本ではどの程度の割合の人々が義務投票制の導入に賛成／反対するのかが現時点では不明である、(2)義務投票制に対する賛否態度を説明する理論仮説として、シングの民主主義指向性仮説とは異なる理論仮説を検討する必要がある、(3)義務投票制の多様な制度バリエーションの違いによって、どの程度義務投票制に対する賛否態度が異なるかの検証が必要である、という3点を挙げることができる。

以下、本稿では独自に収集したオンラインサーベイのデータを用いることでこれら3つの分析課題について順に検討していく。

5 日本における義務投票制に対する賛否態度の現状

現在、日本ではどの程度の割合の人々が義務投票制の導入に賛成／反対しているのだろうか。また、社会経済的属性や党派性の違いによって義務投票制に

に対する賛否態度や評価は異なるのだろうか。まずこの点を明らかにしていきたい。

以下、本稿が用いるデータは、関西大学経済・政治研究所自助・共助研究班⁹⁾が実施した「日本の市民社会に関する意識調査」で得られたデータである。同調査は2022年2月18～22日の期間にオンライン上で実施されたサーベイである¹⁰⁾。サンプルは、楽天インサイトに登録されているウェブモニターから得ている。サンプルは性別、年齢、居住地域の分布が国勢調査の分布と近似するように事前割り付けを行ったうえで回収している。サンプルサイズは2,524である。なお、以下で行う分析では、回収サンプルの性別、年齢、最終学歴、世帯年収の分布が2020年国勢調査や2019年国民生活基礎調査の分布に近似するように事後層化重み付けを行ったうえで分析を行っている¹¹⁾。

同調査のデータの母集団は日本人全体ではなく、あくまで楽天インサイトに登録されているウェブモニターである。ウェブモニターから得られたサンプルを用いて、日本人全体の意見分布を推定することには本来であれば慎重であるべきであろう。他方で、選挙人名簿や住民基本台帳に基づいた抽出サンプルを用いたサーベイは、費用面でコストが高くつくため、実施は容易ではない。本稿では予算面での制約からウェブモニターから得たサンプルを用いて分析を行っているが、以下で示していく分析結果は、選挙人名簿や住民基本台帳に基づいた抽出サンプルから得たデータで再検証すれば異なった結果が得られる可能性が排除できない。この点は、本稿の分析の限界として予めお断りしておく。

「日本の市民社会に関する意識調査」では、義務投票制に対する賛否態度や評価を測定するために、以下のような設問が存在している。

9) 同研究班の主幹は坂本治也、研究員は若月剛史、梶原晶、宋ジェヒョン、秦正樹である。

10) 同調査は関西大学「人を対象とする研究倫理審査運営委員会」（承認番号：HR 承認2021-8）の承認を受けた上で実施された。

11) ただし、最後に説明するヴェネット実験の分析では事後層化重み付けは行っていない。

近年の日本では投票率の低下が大きな政治課題となっています。棄権者を減らすために、現在いくつかの国では、投票に行くことを法律で義務づける「義務投票制」が導入されています。そこで、「義務投票制」にかんして、あなたのご意見をおたずねいたします。以下に示す2つの意見について、あなたのお考えに最も近いと思うものをお選びください。

あなたは、「義務投票制」の導入に賛成ですか、それとも反対ですか。あてはまる選択肢を1つずつお選びください。決めきれない場合も、「あえていえば」とお考えの上、おこたえください。

1 賛成 2 やや賛成 3 やや反対 4 反対 5 答えたくない

義務投票制を日本で導入した場合、日本の政治家の質は今よりも良くなると思いますか、それとも悪くなると思いますか。あてはまる選択肢を1つずつお選びください。決めきれない場合も、「あえていえば」とお考えの上、おこたえください。

1 良くなると思う 2 どちらかといえば良くなると思う 3 どちらかといえば悪くなると思う 4 悪くなると思う 5 答えたくない

以下では、上記の2つの設問のうち、1つ目の設問の回答を「義務投票制賛否」、2つ目の設問の回答を「義務投票制評価」と呼ぶ¹²⁾。義務投票制賛否と義務投票制評価の回答結果は表2に示すとおりである。

表2により、義務投票制の導入に賛成する者の方が反対する者よりも多いことがわかる。賛成の割合は「答えたくない」を除けば、約6割となる。同様に、義務投票制の導入が日本の政治家の質を向上させるかどうかを尋ねた「義務投票制評価」の回答をみても、過半数以上の者が「良くなる」という認識をもっており、概して義務投票制の導入は人々に好意的に捉えられている、とい

12) 後段で行う回帰分析では、「答えたくない」を回答したケースを除外して、「賛成(良くなると思う)=4」~「反対(悪くなると思う)=1」という形で反転値を用いて「義務投票制賛否」「義務投票制評価」の変数を定義している。

表2 義務投票制に対する賛否態度（％）

| | 賛成 | やや賛成 | やや反対 | 反対 | 答えたくない |
|-------------|----------------|------------------|------------------|----------------|--------|
| 義務投票制 賛否 | 15.2 (17.1) | 38.7 (43.6) | 20.9 (23.5) | 14.1 (15.8) | 11.1 |
| 義務投票制 評価 | 良くなる | どちらかとい えば良くなる | どちらかとい えば悪くなる | 悪くなる | 答えたくない |
| | 5.7 (6.8) | 48.8 (57.9) | 22.5 (26.7) | 7.3 (8.7) | 15.7 |

N=2,200 事後層化重み付けをした後の割合、括弧内は「答えたくない」を除外した場合の割合

出所：「日本の市民社会に関する意識調査」2022年2月のデータを用いて筆者作成。

える。

では、社会経済的属性や党派性の違いによって義務投票制に対する賛否や評価は異なるのだろうか。この点を調べたのが、表3である。表3は、従属変数に義務投票制賛否および義務投票制評価（「答えたくない」を除外したうえで、反転値を利用）を用い、独立変数にはモデル(1)、(3)では性別（女性=1、男性=0）、年齢、教育年数、世帯年収（単位：百万円）の社会経済的属性を、モデル(2)、(4)では社会経済的属性に加えて党派性（支持政党なしを基準カテゴリとして、各政党への支持をダミー変数として定義）を、それぞれ投入した順序ロジスティック回帰分析の推定結果を示したものである。

モデル(1)の結果より、義務投票制賛否と有意な関連をもつのは年齢と世帯年収であることがわかる。つまり、高齢者や高所得者ほど義務投票制の導入により賛成の態度をとる。ただし、党派性を投入したモデル(2)の場合には、年齢と義務投票制賛否の間には有意な関連はみられなくなる。党派性の違いを統制した場合には、年齢によって義務投票制賛否の態度が異なるとはいえないようである。

他方、性別や学歴と義務投票制賛否の間には有意な関連はみられない。以上より、社会経済的属性の中でとくに義務投票制賛否と強く関連しているのは、世帯年収であることがわかる。同様のことは、モデル(3)、(4)の結果に示される

ように、従属変数を義務投票制評価にした場合にも当てはまる。

モデル(2)の結果より、党派性については、支持政党なしの者に比べると、自民党支持者、公明党支持者、立憲民主党支持者、維新の会支持者、国民民主党支持者、社民党支持者、れいわ新選組支持者、その他の政党支持者の間で、義務投票制賛否との関連がより強くみられる。つまり、それらの政党を支持する者は、義務投票制導入に対してより賛成の態度をとる。とりわけその傾向が強いのが国民民主党支持者と維新の会支持者である¹³⁾。この両党の支持者は、自民党支持者よりも有意に高い水準で義務投票制に賛成する傾向があることがわかる。

モデル(4)の結果より、従属変数を義務投票制評価にした場合には、自民党支持者、公明党支持者、社会民主党支持者、れいわ新選組支持者と支持政党なしの者との間の差は5%水準で有意ではなくなる。つまり、それらの政党を支持する者の間では、義務投票制を導入したら政治家の質が良くなる、と考える傾向は相対的にいって強くない。そう考える傾向が相対的に強いのは、国民民主党支持者、維新の会支持者、立憲民主党支持者である。

以上まとめると、現在の日本において、義務投票制に賛成したり、好意的な評価を下したりする傾向がとくに強いのは、高所得者、国民民主党支持者、維新の会支持者であることが本稿の分析から判明した。

先行研究の検討で確認したように、ペルーやエクアドルでは社会経済的属性と義務投票制の賛否態度の間には有意な関連がみられなかったこと、また米国では若年層や人種的マイノリティの間でとくに義務投票制に賛成の傾向がみられたことを踏まえると、高所得者の間で義務投票制に賛成の傾向がみられる日本の状況はやや意外なものといえる。義務投票制の導入が再分配政策の強化に

13) その他の政党支持者も高い水準で義務投票制に賛成する傾向がうかがえるが、当該カテゴリを選択した回答は4サンプルであり、同時に自由記述から判明した3サンプルの内訳も参政党、大阪維新の会、幸福実現党への支持であり、党派性についての統一的な解釈が困難であることから、ここでは言及を控えた。

表3 社会経済的属性、党派性と義務投票制に対する賛否態度の関係

| 従属変数 | (1) | (2) | (3) | (4) |
|----------------|----------------------|--------------------|----------------------|--------------------|
| | 賛否 | 賛否 | 評価 | 評価 |
| 性別（女性=1, 男性=0） | -.0143 (.118) | .0506 (.124) | .0733 (.124) | .185 (.131) |
| 年齢 | .00891** (.00378) | .00625 (.00392) | .00869** (.00385) | .00657 (.00416) |
| 教育年数 | .0460 (.0299) | .0488 (.0308) | .0409 (.0306) | .0492 (.0311) |
| 世帯年収（単位：百万円） | .0383*** (.0137) | .0345** (.0144) | .0408*** (.0152) | .0332** (.0157) |
| 自民党支持 | | .512*** (.147) | | .286* (.158) |
| 公明党支持 | | .920*** (.267) | | .320 (.367) |
| 立憲民主党支持 | | .870*** (.229) | | .987*** (.301) |
| 維新の会支持 | | 1.095*** (.186) | | .995*** (.195) |
| 共産党支持 | | .165 (.374) | | -.320 (.477) |
| 国民民主党支持 | | 1.391*** (.244) | | 1.399*** (.376) |
| 社会民主党支持 | | .649** (.299) | | -.186 (.507) |
| れいわ新選組支持 | | .902** (.454) | | .812* (.432) |
| NHK 党支持 | | -.391 (.633) | | .830* (.504) |
| その他の政党支持 | | 1.114*** (.190) | | 1.483*** (.213) |
| /cut1 | -.461 (.546) | -.151 (.589) | -1.169** (.520) | -.859 (.548) |
| /cut2 | .790 (.538) | 1.081* (.581) | .595 (.521) | .900* (.547) |
| /cut3 | 2.824*** (.538) | 3.177*** (.580) | 3.852*** (.509) | 4.232*** (.544) |
| 観測数 | 1,985 | 1,887 | 1,903 | 1,806 |

括弧内はロバスト標準誤差 ***p<0.01, **p<0.05, *p<0.1

順序ロジスティック回帰、事後層化重み付けによる推定値

出所：「日本の市民社会に関する意識調査」2022年2月のデータを用いて筆者作成。

つながるという先行研究も一部には存在しているだけに、義務投票制の導入は社会経済的弱者の政治参加を向上させ、政治的平等と経済的平等を促進することで、結果的に高所得者にとっては不利な状況をもたらす可能性もある。にもかかわらず、日本では社会経済的強者である高所得者がより義務投票制の導入に積極的に賛成し、好意的評価を下しているのである。

また、国民民主党支持者や維新の会支持者の間でとくに義務投票制に賛成したり、好意的な評価を下したりする傾向が強いのは、両党が改革志向が強い野党であるためと考えられる。現状の政治状況を大きく変える可能性を秘めている義務投票制は、改革志向を標榜する両党の支持者にはより受けがよいのかもしれない。また義務投票制が導入されてこれまで棄権していた有権者が投票することになれば野党に票が流れて党勢を拡大できる、との算段が両党の支持者にはより強くあるのかもしれない。

6 権威主義的態度と義務投票制に対する賛否態度の関係

すでにみたように、義務投票制に対する賛否態度の規定要因として、先行研究では Singh (2021) の民主主義指向性仮説が現時点では最有力の理論仮説となっている。これは、選挙民主主義に対してポジティブな指向性を有する者ほど義務投票制を支持し、逆に選挙民主主義に対してネガティブな指向性を有する者ほど義務投票制を支持しない、という考え方である。民主主義に対してポジティブな指向性を有する者は、投票参加の義務づけを外的な規制としては捉えないために、それを肯定的に認知し受容する、というのがそのロジックである。

しかしながら、投票参加の義務づけを外的な規制としては捉えないのは、民主主義に対してポジティブな指向性を有する者だけに限定されないはずである。ここで注目すべきは権威主義的態度 (authoritarian attitudes) を有する人々である。

権威主義的態度を有する者は、因習や権威を重視し、それらに盲目的に同調・服従しやすく、因習や権威から逸脱する他者を攻撃するような特徴がある（Adorno et al. 1950, Altemeyer 1981）。また、権威主義的態度を有する者ほど、愛国心（patriotism）やナショナリズムが強く、排外主義的態度や保守イデオロギーをもちやすいとされる（Duckitt et al. 2002, Osborne et al. 2017, 高野ほか 2021）。

こうした権威主義的態度を有する者は、国家への奉仕という意味合いがある義務づけ、あるいは伝統的規範を守るための義務づけに対しては、自らの価値体系と齟齬をきたす外的な規制としては捉えずに、むしろ肯定的に認知し受容する、と考えられる。

すでにみたように、憲法学では投票参加は人々に与えられた権利であると同時に「公務」としての側面がある、と考える学説がある。実際、任意投票制の下にあっても、投票参加には国家への奉仕、国民が果たすべき責務として捉えられる側面がある。また、日本のようにある程度長期間にわたって民主主義を継続してきた国においては、投票参加は正統性を有する行為であり（西澤 2004）、「分別ある大人は投票に欠かさず行くべきである」という規範が伝統的に確立している。

以上を踏まえると、権威主義的態度を有する者ほど、義務投票制を外的な規制としては捉えずに、義務投票制を支持しやすい傾向があることが予想される。そこで、以下では権威主義的態度と義務投票制への賛否態度の関連性について、試論的な分析を行っていく。

権威主義的態度の測定については、Engelhardt et al. (2023) や高野ほか (2021) のように、多数の指標を用いた因子分析によって多次元的に測定する精緻な測定方法も開発されているところであるが、試論的な分析を行う本稿では、より簡易な測定方法によって操作化を行った。

具体的には、田辺編（2019）の設問を参考にしつつ「日本の市民社会に関する意識調査」内に設定した以下の設問の回答を用いた。

以下にあげるそれぞれの意見について、あなたはどのように思いますか。それぞれの意見について、あなたのお気持ちにもっとも近い選択肢を1つずつお選びください。

- ・ 権威ある人々には常に敬意をはらわなければならない
- ・ 伝統や慣習にしたがったやり方に疑問をもつ人は、結局は問題をひきおこすことになる
- ・ この複雑な世の中で何をなすべきか知る一番よい方法は、指導者や専門家に頼ることである

- 1 そう思う 2 ややそう思う 3 どちらともいえない 4 あまりそう思わない
5 そう思わない 6 わからない 7 答えたくない

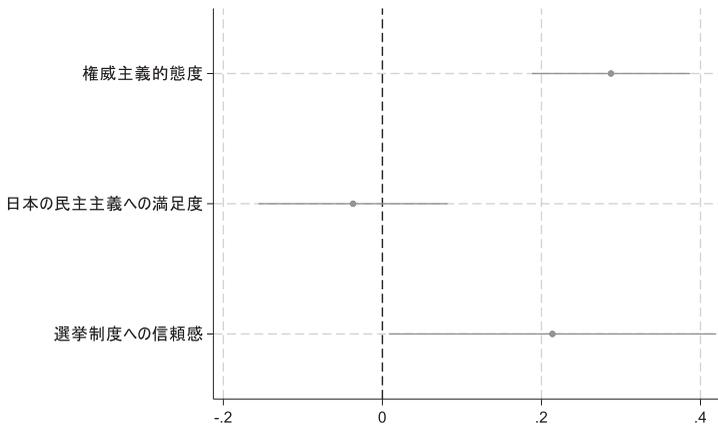
これらの設問の回答の反転値（「そう思う」=5～「そう思わない」=1、「わからない」、「答えたくない」は除外）を用いて主成分分析を行い、得られた第1主成分得点によって回答者の権威主義的態度を測定した。

つぎに、従属変数に義務投票制賛否および義務投票制評価を用いた順序ロジスティック回帰を行った。独立変数には上記の測定方法による権威主義的態度を投入した。また、対抗仮説としてシングの民主主義指向性仮説の妥当性を日本のデータでも検証するべく、日本の民主主義への満足度（1非常に不満～4どちらともいえない～7非常に満足、の7件尺度）と選挙制度への信頼感（1まったく信頼しない～4非常に信頼する、の4件尺度）も独立変数に投入した。なお、統制変数には、年齢、性別、教育年数、世帯年収、政党支持ダミー（基準カテゴリは支持政党なし）、政治関心（「選挙のあるなしに関係なく、いつも政治のできごとに注意を払っている」、5件尺度）を投入した。

分析の結果は、図3、図4に示すとおりである。図3より、権威主義的態度は義務投票制賛否と統計的に有意な正の相関を有することがわかる。つまり本稿の仮説どおり、権威主義的態度を有する者ほど義務投票制の導入にはより賛成する傾向があることがうかがえる。他方、シングの民主主義指向性仮説を検証するために、先行研究と同じ指標である民主主義への満足度を独立変数に投

入したが、これについては有意な結果はみられなかった。もう一方の指標である選挙制度への信頼感については、民主主義指向性仮説の予測どおり、選挙制度への信頼感が高い者ほど、義務投票制の導入に賛成する傾向があることがわかった。図4に示すとおり、同様の結果は、従属変数を義務投票制評価にした場合にもみられる。

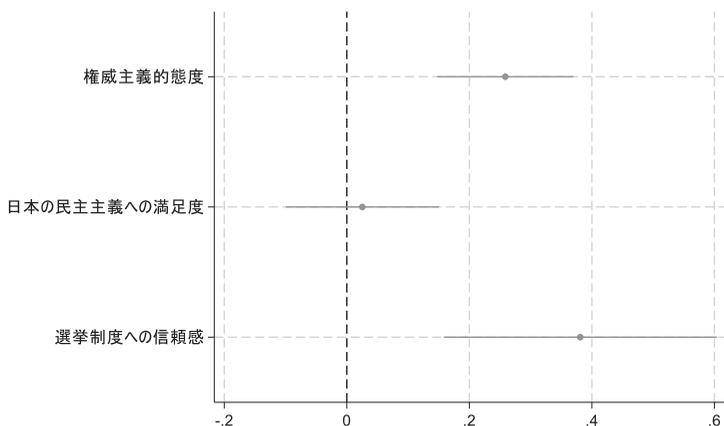
以上の分析結果から、義務投票制に対する賛否態度を規定する要因として、先行研究で指摘されている選挙民主主義への指向性の重要性は日本の事例においても再確認できたが、同時に先行研究では指摘されていなかった権威主義的態度も同程度の重要性があることが判明した。通常、権威主義的態度は反民主主義的な態度として否定的に捉えられがちである。しかしながら、投票参加の義務づけという局面においては、むしろ選挙民主主義の強化を擁護するような形でプラスに作用する可能性がある。この逆説的な事実の可能性を示したことが、本稿の研究上の貢献である。



N = 1,398 横棒は 95% 信頼区間、統制変数の分析結果は省略
順序ロジスティック回帰、事後層化重み付けによる推定値

図3 権威主義的態度と義務投票制賛否の関係

出所：「日本の市民社会に関する意識調査」2022年2月のデータを用いて筆者作成。



N = 1,350 横棒は 95% 信頼区間、統制変数の分析結果は省略
 順序ロジスティック回帰、事後層化重み付けによる推定値

図 4 権威主義的態度と義務投票制評価の関係

出所：「日本の市民社会に関する意識調査」2022 年 2 月のデータを用いて筆者作成。

7 どういう形の義務投票制なら賛成されやすいのか

義務投票制に対する賛否態度の先行研究では、単純に義務投票制に賛成か、反対かを問う形で賛否態度を把握してきた。しかしながら、一口に義務投票制といっても、実際には罰則の有無や罰則の種類など、多様な制度バリエーションが存在する。また、導入に際しては、具体的に誰がどういう方法で制度設計をするのか、どういう点を導入のメリット／デメリットとして強調するのかによっても、義務投票制に対する賛否態度は異なってくる可能性がある。要するに、どういう形の義務投票制なら賛成／反対されやすいのか、という点について、先行研究では十分な検討が行われていない。

そこで本稿ではヴィネット実験 (vignette experiment) の手法を用いることにより、どういう形の義務投票制なら賛成／反対されやすいのかを探索的に分析する。

本稿の義務投票制に関するヴィネット実験は、以下のような設定で「日本の市民社会に関する意識調査」内で実施された。

調査回答者には、図5のような文章と導入される義務投票制の内容を示すヴィネットが画面上で提示される。ヴィネットの内容は回答ごとにランダムに変化して表示されるように設定されている。つまり、罰金、その他の不利益、制度設計の担い手、予想される効果という4つの属性の中味（水準）は、表4に示す水準リストの中からそれぞれ無作為に選び出されて画面に表示されるようになっている。

これから3回にわたって、同じような内容の質問をさせていただきます。
なお、本調査は、あと少しですので、ぜひ最後までご協力くださいませ。

義務投票制には様々なパターンがあります。棄権者に一定の罰金や不利益を科す場合もあれば、努力義務規定のみで罰金や不利益が一切ない場合もあります。また、義務投票制の制度設計の担い手や導入によって得られる効果も国によって様々に異なります。

そこで、日本で以下のようなパターンの義務投票制が導入されると想定してください。

| | 制度の内容 |
|----------|----------------|
| 罰金 | 1000円 |
| その他の不利益 | 棄権者の氏名の公表 |
| 制度設計の担い手 | 専門家を中心とした第三者機関 |
| 予想される効果 | 投票率の上昇 |

図5 ヴィネット実験の例
出所：筆者作成。

表4 ヴィネット実験の属性と水準

| 属性 | 水準 |
|----------|---|
| 罰金 | なし/1000円/2000円/1万円/10万円 |
| その他の不利益 | なし/3年間、公職や公務員への就任禁止/3年間、各種行政サービスの停止/3年間、投票権の停止/棄権者の氏名の公表 |
| 制度設計の担い手 | 自民党を中心とする与党内の協議会/与野党双方の代表者による協議会/専門家を中心とした第三者機関 |
| 予想される効果 | 投票率の上昇/より多くの国民の声が政治に反映/民主主義の正統性の増大/疑問票や無効票の増加/低所得者層がより投票に行くことにより福祉政策が充実 |

出所：筆者作成。

回答者にはヴィネットをみた後に、つぎの2つの設問に回答してもらうようになっている。

【ヴィネット内容の義務投票制に対する賛否】

このパターンの義務投票制の場合、あなたは、導入に賛成ですか、それとも反対ですか。あてはまる選択肢を1つずつお選びください。決めきれない場合も、「あえていえば」とお考えの上、おこたえください。

- 1 賛成 2 やや賛成 3 やや反対 4 反対

【ヴィネット内容の義務投票制に対する評価】

このパターンの制度を日本で導入した場合、日本の政治家の質は今よりも良くなると思いますか、それとも悪くなると思いますか。あてはまる選択肢を1つずつお選びください。決めきれない場合も、「あえていえば」とお考えの上、おこたえください。

- 1 良くなると思う 2 どちらかといえば良くなると思う 3 どちらかといえば悪くなると思う 4 悪くなると思う

以上のヴィネット実験を同一の回答者に対して合計3回行った。つまり、回答者には、毎回異なる内容のヴィネットをみてもらった上で、ヴィネット内容

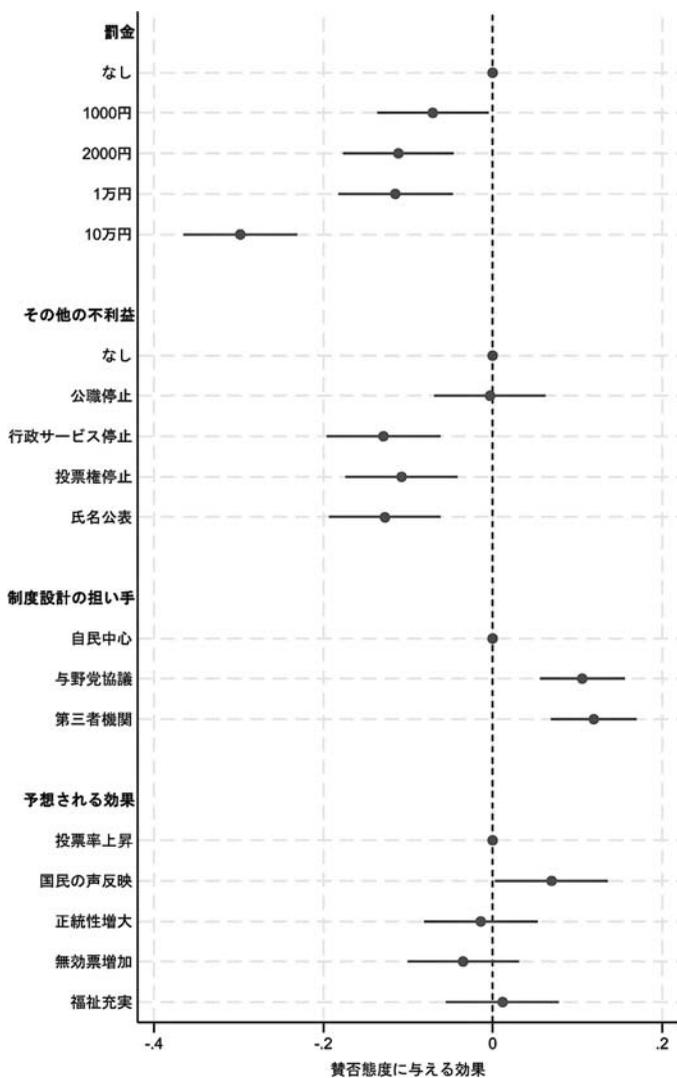
の義務投票制に対する賛否と評価をそれぞれ3回ずつ回答してもらった。

ヴィネット実験から得たデータを用いて、義務投票制に対する賛否および評価（数字が大きくなるほど賛成／評価を意味するように反転値を利用）に与える各水準の Average Marginal Component Effects（AMCEs）を推定したのが、図6、図7である。

図6より、棄権した場合に罰金なしの義務投票制に比べると、罰金がある義務投票制の導入はより反対されやすいことがわかる。とくに「10万円」という罰金額が高額の場合には強い反対に遭いやすい。逆に、罰金額が「2000円」の場合と「1万円」の場合では、反対の程度はそれほど変わらないことがわかる。日本で義務投票制を導入する場合には、最初は罰金なしの制度から始めた方がより賛成を得やすいであろうし、罰金ありにするにしても1000円以下ぐらいの低額に設定した方が安定的に制度を運営できるであろうと考えられる。

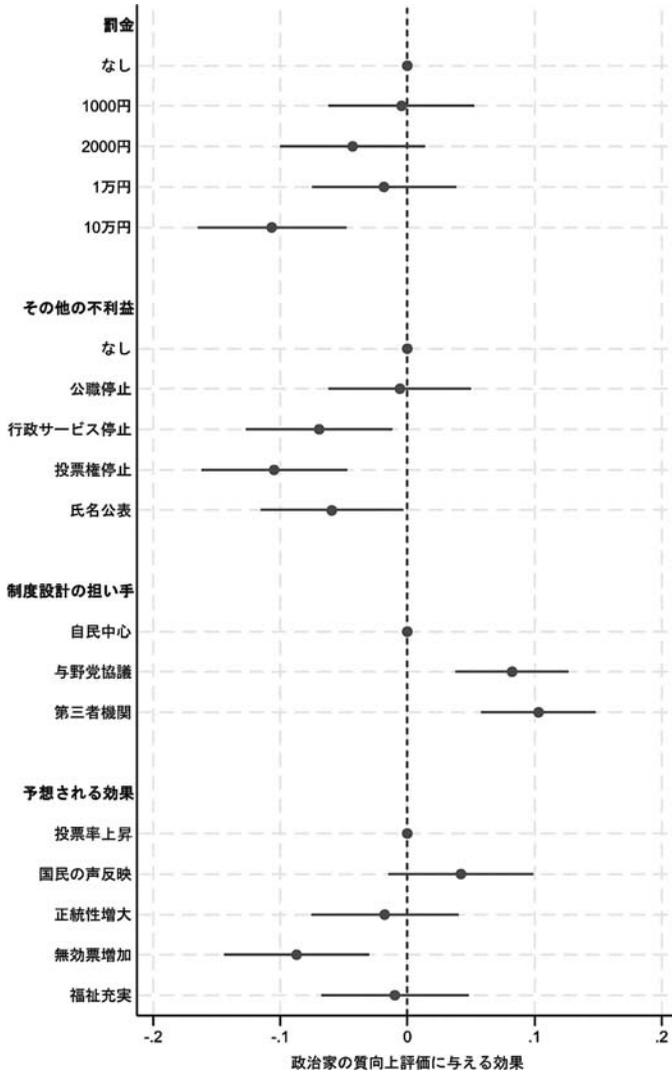
棄権した場合に罰金以外に科せられる不利益処分については、その他の不利益処分がない義務投票制に比べて、「3年間、各種行政サービスの停止」、「3年間、投票権の停止」、「棄権者の氏名の公表」といった不利益処分がある義務投票制の場合には、いずれも同程度に反対に遭いやすくなることがわかる。これらの不利益処分を科すことが義務投票制に対する賛否に与えるマイナスの効果は、2000円ないし1万円の罰金を科す場合の効果とほぼ同程度のインパクトがある。他方、「3年間、公職や公務員への就任禁止」という不利益処分がある義務投票制は、その他の不利益処分がない義務投票制と比べて、賛否態度に有意な差はないことがわかる。以上踏まえると、日本で義務投票制を導入する場合には、罰金以外に科せられる不利益処分はない制度にした方が賛成を得やすいし、その他の不利益処分を科すにしても公職や公務員への就任禁止という多くの人々にとっては利害関係がない内容に設定した方が賛成されやすい、といえる。

制度設計の担い手に関しては、「自民党を中心とする与党内の協議会」に義務投票制の制度設計を担わせる場合に比べて、「与野党双方の代表者による協



N = 7,572 横棒は 95% 信頼区間
Average Marginal Component Effects の推定値

図6 義務投票制の制度設計の違いが賛否態度に与える効果
出所：「日本の市民社会に関する意識調査」2022年2月のデータを用いて筆者作成。



N = 7,572 横棒は 95% 信頼区間
Average Marginal Component Effects の推定値

図7 義務投票制の制度設計の違いが政治家の質向上評価に与える効果
出所：「日本の市民社会に関する意識調査」2022年2月のデータを用いて筆者作成。

議会」ないしは「専門家を中心とした第三者機関」に担わせる場合の方が、より賛成を得やすくなることがわかる。選挙制度に関する制度設計を議会多数派だけに担わせると党派的利害を制度内容に忍び込ませる恐れがあり、結果的に不公平な制度になってしまうのではないかと懸念が有権者の間にも強く存在している、ということであろう。日本で義務投票制を導入する場合には、どういった人々によって構成される機関でどのように具体的な制度設計が行われるのか、という論点も賛否の行方を左右する、と考えられる。

義務投票制導入によって予想される効果については、「投票率の上昇」を強調する場合に比べて、「より多くの国民の声が政治に反映」を強調した場合の方がより賛成を得やすいことがわかる。他方、「民主主義の正統性の増大」、「疑問票や無効票の増加」、「低所得者層がより投票に行くことにより福祉政策が充実」といった効果を強調する場合は、「投票率の上昇」を強調する場合と比べて、賛否態度に有意な差はないことがわかる。日本で義務投票制を導入する場合には、何らかの制度導入のメリットを人々に説明していくことになるだろうが、その際には「より多くの国民の声が政治に反映するようになる」という政治的平等の観点を訴えることで、制度導入への賛同がより得やすくなる、と考えられる。

図7は、義務投票制の制度設計の違いが政治家の質向上評価に与える効果を調べた結果となっている。上記でみた賛否態度に与える効果の結果と比べると、とくに違いが目立つところは、罰金と予想される効果の部分である。罰金が「10万円」の場合のみ、罰金なしに比べて、有意に負の影響がある。つまり、10万円と高額な罰金の義務投票制を導入した場合、「日本の政治家の質が今よりも悪くなる」という評価が下されやすくなる。また、予想される効果として「疑問票や無効票の増加」を強調した場合には、「投票率の上昇」を強調する場合に比べて、「日本の政治家の質が今よりも悪くなる」という評価がより下されやすくなる。海外での先行研究を踏まえれば、義務投票制の導入によって白票や疑問票などの無効票が増えることはほぼ確実視されるが、そうした

制度導入によるデメリットを過度に強調すると、「義務投票制は政治の劣化を促す仕組みなのではないか」との疑念が人々の間で強まってしまう恐れがあることを、この分析結果は示している。

以上の分析結果から、多くの人々からより賛成されやすい義務投票制のパターンがある程度明らかになったといえる。具体的には、(1)棄権に対する罰金はなしか、あったとしても1000円以下の少額であること、(2)棄権に対する罰金以外の不利益処分はなしか、あったとしても公職や公務員への就任禁止という多くの人々にとっては利害関係がないものであること、(3)制度設計の担い手は、制度導入によって特定の党派だけを利さないように、与野党双方の代表者による協議会、ないしは専門家を中心とした第三者機関が担うものであること、(4)制度導入によって生じるメリットとして政治的平等の促進を強調するものであること、あるいはデメリットとして無効票の増大を過度に強調しないものであること、が多くの人々から支持されやすい義務投票制のパターンといえる。これらの点は先行研究においてはほとんど実証的な解明がなされていなかったものであるため、本稿の分析結果は先行研究に対して一定の貢献をなすものと考えられる。

8 結論と含意

本稿は、日本ではこれまでほとんど議論・研究されてこなかった義務投票制について、先行研究を総合的に検討しつつ、とくに実証的検討が不足している義務投票制に対する賛否態度の分析を行った。

本稿の先行研究に対する貢献は、以下の3点を明らかにしたことである。いずれの点も、頑健な知見として受容するには異なるデータソースや指標を用いての再検証が必要になってくるが、暫定的な知見としては一定の意義を有するものといえよう。

(1)現在の日本で義務投票制の導入に賛成する人々はおよそ6割程度存在しており、とくに高所得者、国民民主党支持者、維新の会支持者の間で賛成が強くみられる。

(2)義務投票制に対する賛否態度を規定する要因として、権威主義的態度が重要である。権威主義的態度を有する人々ほど、義務投票制の導入により賛成する傾向がある。

(3)多くの人々から賛成をより得やすい義務投票制のパターンが存在する。具体的には、棄権に対する罰金がなしか少額であり、罰金以外の不利益処分がないか、あったとしても公職や公務員への就任禁止といった処分であり、制度設計の担い手が与野党双方の代表者による協議会ないしは専門家を中心とした第三者機関であり、導入によるメリットとして政治的平等の促進を強調し、導入によるデメリットとして無効票の増大を過度に強調しない義務投票制の場合、より人々に好意的に評価され、賛同を得やすい。

以上の本稿の知見を踏まえると、実際に日本で義務投票制を導入することは、将来的には決して不可能ではない、と考えられる。現時点でも約6割の人々が賛成しており、賛成しやすい者、反対しやすい者の社会経済的属性、党派性、心理的要因もある程度明らかになっている。そのため、賛成者を増やしていくための説得活動を、どういう層をターゲットにして行っていけばよいかも、ある程度見通しが立つ。加えて、制度設計において、より賛成が得られやすいパターンが具体的にどのようなものであるかも判明しているため、具体的な制度設計段階で工夫したり妥協したりすることによって、何らかの形での義務投票制の導入を日本で実現することは決して夢物語ではない、と考えられる。

低投票率という深刻な課題を抱える中、その解決策の1つとして日本で義務

投票制の導入が改革アジェンダの俎上に載せられる際に、本稿の知見がいくばくかでも参考になれば幸いである。

【付記】

本稿の内容は、2022年10月にオンラインで開催された関西行政学研究会にて研究報告したものである。研究会の場で有益なコメントをくださった研究会メンバーの皆様は心より御礼申し上げる次第である。なおも残された不備は、すべて筆者の責任に属するのは言うまでもない。本稿は関西大学経済・政治研究所の研究費支援、JSPS 科研費 20H01588、22H00598 を受けて行った研究の成果からなっている。

参考文献

- 荒井文昭・大津尚志・古田雄一・宮下与兵衛・柳澤良明. 2023. 『世界に学ぶ主権者教育の最前線－生徒参加が拓く民主主義の学び』学事出版.
- 蒲島郁夫・境家史郎. 2020. 『政治参加論』東京大学出版会.
- 倉田玲. 2021. 「棄権の自由」『立命館法学』393/394: 278-298.
- 白波瀬佐和子. 2009. 『日本の不平等を考える－少子高齢社会の国際比較』東京大学出版会.
- 総務省. 2017. 「投票環境向上に向けた取組事例集」https://www.soumu.go.jp/main_content/000474598.pdf アクセス日 2023年8月29日.
- 高野了太・高史明・野村理朗. 2021. 「日本語版右翼権威主義尺度の作成」『心理学研究』91(6): 398-408.
- 橘木俊詔. 2016. 『21世紀日本の格差』岩波書店.
- 田辺俊介編. 2019. 『日本人は右傾化したのか－データ分析で実像を読み解く』勁草書房.
- 中丸和史. 2013. 「選挙権の法的性格と強制投票制－公務性概念の変遷を中心に」『慶應義塾大学大学院法学研究科論文集』53: 163-219.
- 西澤由隆. 2004. 「政治参加の二重構造と『関わりたくない』意識－Who said I wanted to participate?」『同志社法学』55(5): 1215-1243.
- 橘本健二. 2018. 『新・日本の階級社会』講談社.
- 蒔田純. 2019. 『政治をいかに教えるか－知識と行動をつなぐ主権者教育』弘前大学出版会.

- 湯淺塾道. 2009. 「エストニアの電子投票」『社会文化研究所紀要』65: 39-71.
- Adorno, Theodor W., Else Frenkel-Brunswik, Daniel J. Levinson, and R. Nevitt Sanford. 1950. *The Authoritarian Personality*. Harper & Brothers.
- Altemeyer, Bob. 1981. *Right-wing Authoritarianism*. University of Manitoba Press.
- Bechtel, Michael M., Dominik Hangartner, and Lukas Schmid. 2016. Does Compulsory Voting Increase Support for Leftist Policy? *American Journal of Political Science* 60 (3) : 752-767.
- Birch, Sarah. 2009. *Full Participation: A Comparative Study of Compulsory Voting*. United Nations University Press.
- Blais, André and Agnieszka Dobrzynska. 1998. Turnout in Electoral Democracies. *European Journal of Political Research* 33: 239-261.
- Brennan, Jason and Lisa Hill. 2014. *Compulsory Voting: For and Against*. Cambridge University Press.
- Cancela, João and Benny Geys. 2016. Explaining Voter Turnout: A Meta-analysis of National and Subnational Elections. *Electoral Studies* 42: 264-275.
- Carey, John M. and Yusaku Horiuchi. 2017. Compulsory Voting and Income Inequality: Evidence for Lijphart's Proposition from Venezuela. *Latin American Politics and Society* 59(2) : 122-144.
- Carreras, Miguel. 2016. Compulsory Voting and Political Engagement (Beyond the Ballot Box) : A Multilevel Analysis. *Electoral Studies* 43: 158-168.
- Cepaluni, Gabriel and F. Daniel Hidalgo. 2016. Compulsory Voting Can Increase Political Inequality: Evidence from Brazil. *Political Analysis* 24: 273-280.
- Chong, Alberto and Mauricio Olivera. 2008. Does Compulsory Voting Help Equalize Incomes? *Economics & Politics* 20(3) : 391-415.
- Córdova, Abby and Gabriela Rangel. 2017. Addressing the Gender Gap: The Effect of Compulsory Voting on Women's Electoral Engagement. *Comparative Political Studies* 50(2) : 264-290.
- Dassonneville, Ruth, Marc Hooghe, and Peter Miller. 2017. The Impact of Compulsory Voting on Inequality and the Quality of the Vote. *West European Politics* 40(3) : 621-644.
- Dassonneville, Ruth, Fernando Feitosa, Marc Hooghe, Richard R. Lau, and Dieter Stiers. 2019. Compulsory Voting Rules, Reluctant Voters and Ideological Proximity Voting. *Political Behavior* 41: 209-230.
- Duckitt, John, Claire Wagner, Ilouize du Plessis, and Ingrid Birum. 2002. The

- Psychological Bases of Ideology and Prejudice: Testing a Dual Process Model. *Journal of Personality and Social Psychology* 83(1) : 75-93.
- Engelhardt, Andrew M., Stanley Feldman, and Marc J. Hetherington. 2023. Advancing the Measurement of Authoritarianism. *Political Behavior* 45: 537-560.
- Ezrow, Lawrence and Werner Krause. 2023. Voter Turnout Decline and Party Responsiveness. *British Journal of Political Science* 53: 85-103.
- Feitosa, Fernando, André Blais, and Ruth Dassonneville. 2020. Does Compulsory Voting Foster Civic Duty to Vote? *Election Law Journal: Rules, Politics, and Policy* 19 (1) : 19-44.
- Ferwerda, Jeremy. 2014. Electoral Consequences of Declining Participation: A Natural Experiment in Austria. *Electoral Studies* 35: 242-252.
- Fowler, Anthony. 2013. Electoral and Policy Consequences of Voter Turnout: Evidence from Compulsory Voting in Australia. *Quarterly Journal of Political Science* 8: 159-182.
- Freire, Alessandro and Mathieu Turgeon. 2020. Random Votes under Compulsory Voting: Evidence from Brazil. *Electoral Studies* 66: Article 102168.
- Gallego, Aina. 2015. *Unequal Political Participation Worldwide*. Cambridge University Press.
- Guntermann, Eric, Ruth Dassonneville, and Peter Miller. 2020. Are Inequalities in Representation Lower under Compulsory Voting? *Policy Studies* 41 (2-3) : 151-171.
- Henn, Matt and Ben Oldfield. 2016. Cajoling or Coercing: Would Electoral Engineering Resolve the Young Citizen-State Disconnect? *Journal of Youth Studies* 19(9) : 1259-1280.
- Hill, Lisa. 2010. Public Acceptance of Compulsory Voting: Explaining the Australian Case. *Representation* 46(4) : 425-438.
- Hirczy, Wolfgang. 1994. The Impact of Mandatory Voting Laws on Turnout: A Quasi-Experimental Approach. *Electoral Studies* 13(1) : 64-76.
- Hoffman, Mitchell, Gianmarco León, and María Lombardi. 2017. Compulsory Voting, Turnout, and Government Spending: Evidence from Austria. *Journal of Public Economics* 145: 103-115.
- Holbein, John B. and Marcos A. Rangel. 2020. Does Voting Have Upstream and Downstream Consequences? Regression Discontinuity Tests of the Transformative Voting Hypothesis. *Journal of Politics* 82(4) : 1196-1216.
- Jaitman, Laura. 2013. The Causal Effect of Compulsory Voting Laws on Turnout: Does

- Skill Matter? *Journal of Economic Behavior & Organization* 92: 79-93.
- Jensen, Christian B. and Jae-Jae Spoon. 2011. Compelled without Direction: Compulsory Voting and Party System Spreading. *Electoral Studies* 30(4) : 700-711.
- Karp, Jeffrey A. 2012. Electoral Systems, Party Mobilisation and Political Engagement. *Australian Journal of Political Science* 47(1) : 71-89.
- Kouba, Karel and Jakub Lysek. 2019. What Affects Invalid Voting? A Review and Meta-Analysis. *Government and Opposition* 54(4) : 745-775.
- Kostelka, Filip, Shane P. Singh, and André Blais. 2022. Is Compulsory Voting a Solution to Low and Declining Turnout? Cross-national Evidence Since 1945. *Political Science Research and Methods* First View DOI: <https://doi.org/10.1017/psrm.2022.57>.
- de Leon, Fernanda Leite Lopez and Renata Rizzi. 2014. A Test for the Rational Ignorance Hypothesis: Evidence from a Natural Experiment in Brazil. *American Economic Journal: Economic Policy* 6(4) : 380-398.
- de Leon, Fernanda Leite Lopez and Renata Rizzi. 2016. Does Forced Voting Result in Political Polarization? *Public Choice* 166: 143-160.
- Lijphart, Arend. 1997. Unequal Participation : Democracy's Unresolved Dilemma. *American Political Science Review* 91(1) : 1-14.
- Lundell, Krister. 2012. Civic Participation and Political Trust: The Impact of Compulsory Voting. *Representation* 48(2) : 221-234.
- MacKenzie, Michael K. and Alfred Moore. 2020. Democratic Non-Participation. *Polity* 52 (3) : 430-459.
- Mackerras, Malcolm and Ian McAllister. 1999. Compulsory Voting, Party Stability and Electoral Advantage in Australia. *Electoral Studies* 18(2) : 217-233.
- Maldonado, Arturo. 2014. When Voting is Compulsory, Who Opposes It? Evidence from Ecuador and Peru. *AmericasBarometer Insights* 104(1) : 1-8.
- Maroto, María Marta and Tomáš Došek. 2018. Mandatory Voting and Redistributive Income Policies: Re-Examining Lijphart's Argument with Matching. *Revista Española de Investigaciones Sociológicas* 164: 97-114.
- Matsubayashi, Tetsuya and Shiro Sakaiya. 2021. Income Inequality and Income Bias in Voter Turnout. *European Journal of Political Economy* 66 <https://doi.org/10.1016/j.ejpoleco.2020.101966>
- Miles, Matthew R. and Kevin J. Mullinix. 2021. (Un) Informed Voting? A Test of Compulsory Voting Feedback Effects. *Policy Studies Journal* 49(1) : 219-241.
- Miller, Peter and Ruth Dassonneville. 2016. High Turnout in the Low Countries: Partisan

- Effects of the Abolition of Compulsory Voting in the Netherlands. *Electoral Studies* 44: 132-143.
- Moral, Mert. 2016. The Passive-Aggressive Voter: The Calculus of Casting an Invalid Vote in European Democracies. *Political Research Quarterly* 69(4) : 732-745.
- Osborne, Danny, Petar Milojev, and Chris G. Sibley. 2017. Authoritarianism and National Identity: Examining the Longitudinal Effects of SDO and RWA on Nationalism and Patriotism. *Personality and Social Psychology Bulletin* 43(8) : 1086-1099.
- Panagopoulos, Costas. 2008. The Calculus of Voting in Compulsory Voting Systems. *Political Behavior* 30: 455-467.
- Quintelier, Ellen, Marc Hooghe, and Sofie Marien. 2011. The Effect of Compulsory Voting on Turnout Stratification Patterns: A Cross-national Analysis. *International Political Science Review* 32(4) : 396-416.
- Selb, Peter and Romain Lachat. 2009. The More, the Better? Counterfactual Evidence on the Effect of Compulsory Voting on the Consistency of Party Choice. *European Journal of Political Research* 48: 573-597.
- Sheppard, Jill. 2015. Compulsory Voting and Political Knowledge: Testing a 'Compelled Engagement' Hypothesis. *Electoral Studies* 40: 300-307.
- Shineman, Victoria Anne. 2018. If You Mobilize Them, They Will Become Informed: Experimental Evidence that Information Acquisition Is Endogenous to Costs and Incentives to Participate. *British Journal of Political Science* 48(1) : 189-211.
- Singh, Shane P. 2011. How Compelling is Compulsory Voting? A Multilevel Analysis of Turnout. *Political Behavior* 33: 95-111.
- Singh, Shane P. 2015. Compulsory Voting and the Turnout Decision Calculus. *Political Studies* 63: 548-568.
- Singh, Shane P. 2016. Elections as Poorer Reflections of Preferences under Compulsory Voting. *Electoral Studies* 44: 56-65.
- Singh, Shane P. 2018. Compulsory Voting and Dissatisfaction with Democracy. *British Journal of Political Science* 48(3) : 843-854.
- Singh, Shane P. 2019. Politically Unengaged, Distrusting, and Disaffected Individuals Drive the Link Between Compulsory Voting and Invalid Balloting. *Political Science Research and Methods* 7(1) : 107-123.
- Singh, Shane P. 2021. *Beyond Turnout: How Compulsory Voting Shapes Citizens and Political Parties*. Oxford University Press.
- Singh, Shane P. 2022. Does Compulsory Voting Affect How Voters Choose? A Test

- Using a Combined Conjoint and Regression Discontinuity Analysis. *Comparative Political Studies* 55(12) : 2119-2143.
- Singh, Shane P. and Jason Roy. 2018. Compulsory Voting and Voter Information Seeking. *Research & Politics* 5(1) : 1-8.
- Stockemer, Daniel. 2017. What Affects Voter Turnout? A Review Article/Meta-Analysis of Aggregate Research. *Government and Opposition* 52(4) : 698-722.
- Verba, Sidney, Kay Lehman Schlozman, and Henry E. Brady. 1995. *Voice and Equality: Civic Voluntarism in American Politics*. Harvard University Press.
- Wattenberg, Martin P. 2020. *Is Voting for Young People?*, Fifth Edition. Routledge.
- Wauters, Bram and Robin Devroe. 2018. Forced to Vote, But Not for Women: The Effect of Compulsory Voting on Voting for Women. *Acta Politica* 53(3) : 469-487.